

令和6年能登半島地震で被災した建物の解体を考えている方へ

**自費解体**（解体費用の立替えと払い戻し）は、  
市が公費解体と同様に算定した範囲内で、  
支払った費用は払い戻されます！ ※1

※1 全額償還できず、自己負担が発生する場合があります。

**解体の契約をする前に羽咋市へ相談を！！**

市へ相談し、制度の対象となるか、見積額が適正か、  
申請に必要な書類は何かなどを確認しておく。 ※2

※2 できるだけ複数の信頼できる事業者から見積を取り、金額が妥当なものか判断する（経費の内訳が記載されているものを比較検討する。）

## 注 意 点

- ・ 被災証明書（又は被災証明書）で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」と判定された建物が対象となります。  
（修理やリフォームに伴う解体や、建物の一部だけの解体は対象外です。）
- ・ 解体費用が、市が算定した額以上の場合、自己負担となります。
- ・ 登記情報や固定資産情報の面積と実面積が異なる場合や、未登記の場合などについては、実面積がわかる資料や写真が必要になります。  
※確認できない場合、費用償還の対象外となる場合があります。

## 過去の災害におけるトラブル事例

- ・ 事業者から「費用は解体後に市へ請求すると戻ってきますので、自己負担はありません」と言われ、高額な費用を請求され、市が算定した額との差で自己負担が発生した。
- ・ 事業者から、費用償還の申請に必要な書類（見積書、契約書、領収書、解体廃棄物のマニフェスト（産業廃棄物管理票）、写真など）の提出がなく、手続きができず自己負担が発生した。
- ・ 事業者から「樹木や庭石、倒壊のおそれのないブロック塀、擁壁なども撤去できます」と言われて契約したが、後でその分は対象外とわかり、自己負担が発生した。